

梅ヶ枝中央会計

従業員持株会の活用

Q 従業員持株会の留意点は何ですか？
A 一般に、配当還元方式での出資となるため、非上場株式の事業承継対策とし、株価対策となります。上場を視野に入れる場合、従業員持株会の運用として、個人の貢献度に応じた弾力的な運用が困難であること、一人株主としての運用の制限等につき、留意が必要です。

【従業員持株会の弾力的な運用】

区分	税務上の扱い	特徴
証券会社に委託する「民法上の組合」	法人税の課税無。会員個人が受ける配当金は配当所得(配当控除可)	一般的(日本証券業協会の「持株制度に関するガイドライン」に従う。)
信託銀行に委託する「任意団体」		コスト面から、非上場株式の場合不向き
取引先グループ持株会等の「法人格のない社団」	法人税の課税有。会員個人が受ける配当は、雑所得(配当控除不可)	特に、上場審査上、独占禁止法違反の可能性があります。

上記の区分より、一般に、「民法上の組合」形式が多く、全員参加形式が一般的です。ただ、ストックオプションと異なり、個人の貢献度等に応じた弾力的な調整ができません。

あくまで、勤続年数、職位等によるランク別割当の方法や、臨時社員・パートタイム・アルバイトなどの除外での対応の検討が必要です。

【ホールディングス会社における従業員持株会】

従業員持株会には、通常関連会社の従業員は入れません(投資信託及び投資法人に関する法律に抵触する恐れ有)。

ただし、親会社の従業員と同様と認められる場合は、子会社は可能と解釈されます(昭和46年6月10日 日本証券業協会連合会への大蔵省証券局長の回答)。

「グループ社員持株会」が株主として上場する事例があります。

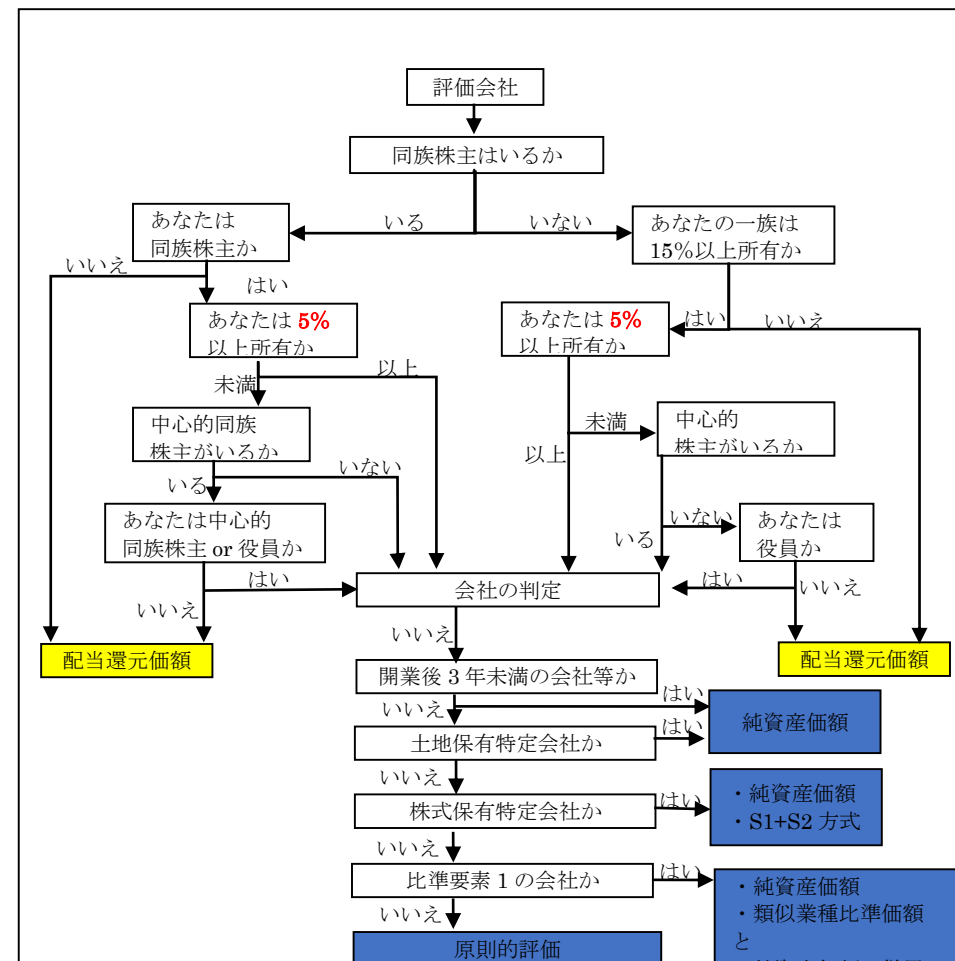
【一人株主としての対応】

金融商品取引法上の株主数を一人株主とするため、以下の要件が必要です(50名以上と認識された場合、有価証券届出書等の提出義務が発生)。

- ・株主名簿に持株会の理事長名義で登録する。
- ・議決権行使は持株会の理事長が行行使する。
- ・配当金は持株会でプールし、株式購入資金として再投資する仕組みとする。

【従業員持株会における配当還元方式の判定】

従業員持株会が株式を取得する際、国税庁方式の配当還元方式で可能といわれていますが、以下の判定フローに該当するか、留意が必要です。



理論上は、非同族役員持株会も、配当還元価額によって評価可能ですが、上場を予定している場合、会社法・税法のみならず、金融商品取引法より、組成は困難と考えられます。

本資料は、当社が信頼できると判断した情報源から取得した情報に基づいて作成いたしておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。本資料の内容につきましては、貴社のご判断に基づき、ご活用いただけますようお願いいたします。なお、本資料の内容に関する一切の権利につきましては当社に帰属し、本資料の全部又は一部を当社の承諾なしに公表又は第三者に伝達することはできません。